

令和2年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その5)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 88 号 議 案	かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例	1
定 県 第 89 号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	3

かながわ新型コロナウイルス感染症 医療・福祉応援基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この条及び第7条において同じ。）の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てるため、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

- (1) 県の資金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月23日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「9,388人」を「9,418人」に、「5,453人」を「5,517人」に、「15,043人」を「15,137人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月23日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

小学校及び中学校の最終学年のきめ細かな指導等を行うための教員の増員に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。